

## 幼児教育・保育無償化の住民説明会 主な質疑応答

No.	質 問	回 答
1	<p>認可保育施設に申し込みの際に保育の必要性の認定が受けられるので、10月1日以降は、そのまま負担軽減されるということでしょうか。それ以外の方（認可保育施設に申し込んでいない人）は認定の申請が必要ということでしょうか。また、その認定は、認定がされた後に無償化になりますか。遡ることはありますか。</p>	<p>すでに認可保育施設にお通いの方は、保育の必要性の認定をお持ちなので、特に手続き等は必要ありません。</p> <p>認可外保育施設等にお通いの方についての保育の必要性の認定申請ですが、基本原則としては事前申請としています。しかし、周知が十分とはいえない状況もあり、場合によっては遡ることもあり得ると考えています。</p>
2	<p>幼児教育・保育の無償化というお話だが、ずっと保育のご説明をされているが、教育に対する補助が別にあるのか。それとも、教育・保育で同じことをいっているのか。</p>	<p>明確な区分けがあるわけではないですが、幼稚園は教育施設といわれていて、各園で特色のある教育を提供している。しかしながら提供内容には保育的な部分も当然含まれます。</p> <p>一方、保育所については保育を提供する施設と位置付けられていますが、やはり教育的な部分も含まれるものです。</p>